

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ

医療機関等での窓口負担の免除延長について

対象者

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の被災者^{※1} ^{※2}

※1 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）と指定された4つの区域をいいます。（解除・再編された地域を含みます。）

※2 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

期限

平成26年2月28日まで延長となります。

窓口負担の免除を受けるためには

有効期限が平成26年2月28日までの「一部負担金等免除証明書」^{※3}を医療機関等の窓口へ提示する必要があります。

※3 有効期限が平成26年2月28日までの「一部負担金等免除証明書」は、住民登録してある市町村から送付されます。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

健康診査を受けましょう

健康診査は、自分の健康状態を確認するよい機会です。

高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病の早期発見で健康な毎日を送るため、毎年1回、健康診査を受けましょう。

◎健康診査の実施時期や申し込み方法などは市町村によって異なりますので、詳しくは4月以降に、住民登録してある市町村の窓口にお問い合わせください。

◎健康診査受診に係る自己負担額は無料です。

◎施設入所・長期入院している方などで、1年以内に後期高齢者の基本的な健康診査項目とおおむね同様の検査を実施している方は、あらためて健康診査を受診する必要はありません。

◎基本的な健康診査項目は次のとおりです。

基本的な健康診査項目

- 身体測定 ●血圧測定 ●血中脂質検査
- 血糖検査 ●肝機能検査 ●尿検査

※市町村によって健康診査項目が異なる場合があります。

保険料の納め忘れはありませんか？

皆さまの保険料が大切な財源です。

被保険者の皆さまから納めていただく保険料は、医療給付のための大切な財源です。

納付書により納付（普通徴収）されている方は、お手元にある納付書をご確認ください。

これまでの保険料で納め忘れがありましたら、早急に納付されるようお願いいたします。

なお、保険料納付には、納め忘れがなく便利な「口座振替」をご利用ください。



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025 (代表)